

事 務 連 絡
令和6年(2024年)11月18日

一般社団法人山口県医師会
公益社団法人山口県歯科医師会 御中
一般社団法人山口県薬剤師会

山口県健康福祉部医務保険課

国民健康保険法の改正に伴う被保険者資格の確認方法等について（お知らせ）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）により国民健康保険法が改正され、改正法施行日となる令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の新規発行等がされなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

つきましては、改正法施行日前後における本県の市町村国民健康保険の被保険者証等の取扱いについて別紙のとおりお知らせしますので、貴会会員への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙 改正法施行日前後における国民健康保険の資格等の確認書類について
- ・参考① 施行日前後の国民健康保険の資格確認関係書類の取扱い
- ・参考② 各市町で発行する資格確認書の形式等（令和6年度）

保険指導班 担当：畠山
TEL:083-933-2825 FAX:083-933-2939
Mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

別紙 改正法施行日前後における市町村国民健康保険の資格等の確認書類について

○資格確認に用いる書類

現行	改正法施行日 (R6. 12. 2) 後
・マイナ保険証 又は ・被保険者証等 (短期被保険者証、資格証明書)	・マイナ保険証 又は [・資格確認書 (※1) ・被保険者証等 (有効期限内のものに限る) (※2)]

※1 資格確認書：本人の被保険者資格等を記載したもの。マイナ保険証非保有者には職権で交付される（マイナ保険証保有者にも高齢・障害等の事情でマイナ保険証の利用が困難な場合は保険者に申請することで交付される）。現在の被保険者証と同様に医療機関等の窓口で提示する。

※2 発行済みの被保険者証等は、記載されている有効期限（本県の市町村国民健康保険の場合、最長で令和7年7月31日）までは改正法施行日後も引き続き使用可能
（注）被用者保険などで有効期限のない証は令和7年12月1日まで使用可

○資格確認と併せて確認する事項（窓口負担額等）の確認に用いる書類

確認項目	現行		改正法施行日後
	被保険者証の場合	マイナ保険証の場合	
高額療養費 限度額	◇被保険者証 ＋限度額適用認定証	不要 (オンライン資格確認による確認)	現行と原則同じ ※<u>マイナ保険証の場合</u> ⇒ 認定証等<u>不要</u> ※<u>資格確認書・被保険者証の場合</u> ⇒ 資格確認書等 ＋<u>各種認定証</u>
入院時食事療養費 (減額認定の状況)	◇被保険者証 ＋限度額適用・標準負担額減額認定証		
特定疾病の認定状況	◇被保険者証 ＋特定疾病療養受療証		

【参考①：施行日前後の**市町村国民健康保険**の資格確認関係書類の取扱い】

項目	R6年度 R6.12.2 (改正法施行日)	R7年度 R7.7.31 (国保最長有効期限)	R8年度以降
マイナ保険証	使用可能		
資格確認書	使用不可（未発行）	使用可能 ※マイナ保険証 非 保有者等	
国保被保険者証等 ・紙保険証 ・短期被保険者証 ・資格証明書	使用可能 ※最長R7.7.31まで ※有効期限が短い場合（短期証）あり		使用不可 ※被用者保険については 最長R7.12.1まで使用可

【参考②:各市町で発行する資格確認書の形式等(令和6年度)】

項目	内容	【参考】現行の被保険者証 (特別療養費支給対象者を除く)
サイズ	カード型 (※ 1)	カード型
素材	紙	紙
色	毎年度変更 令和 6 年度は原則 <u>オレンジ色</u> (※ 1)	令和 6 年度は <u>緑色</u>
券面記載事項	・ 被保険者番号 ・ 氏名、性別、生年月日、住所 ・ 世帯主氏名 ・ 適用開始年月日 ・ 交付年月日 ・ 有効期限 ・ 保険者番号、交付者名 【 7 0 歳以上の者のみ】 ・ 負担割合、発行期日 【特別療養費支給対象者 ※ 2】 ・ 特別療養費支給対象者である旨	左記と同じ

※1 特別療養費支給対象者に対する資格確認書のサイズや色は、異なる場合があります。

※2 特別療養費支給対象者：保険料・税の滞納により窓口での自己負担が一旦10割（全額）となる者
（現行の「資格証明書」交付対象者と同じ）

【参考：様式例】

(表 面)			
都 道 府 県	有効期限	年	月 日
国 民 健 康 保 険	発効期日	年	月 日
資 格 確 認 書			
記 号	番 号	(枝番)	
氏 名	性 別		
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割
適用開始年月日	年 月 日		
交 付 年 月 日	年 月 日		
世帯主氏名			
住 所			
保険者番号			
交付者名	印		

(裏面)

備考	
----	--

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- １．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- ２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- ３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・小腸・眼球 】

〔特記欄：〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

⚠️ご注意ください！

(令和6年10月時点)

令和6年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

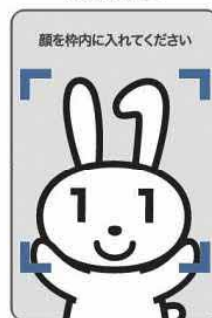


2

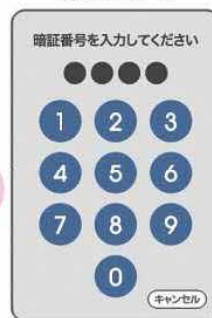
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。また、当施設は電子処方箋に対応しているため、直近までのお薬情報を見ることができ、より、患者さんに寄り添った対応ができます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。

※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare